

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 北 村 善 春

いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について（通知）

このことにつきましては、これまで、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を定め、組織的な対応をとおして、いじめの未然防止等に取り組んでいただいているところですが、過日、道立学校の部活動において、いじめによる重大事態が発生した疑いがあるとの申立てが、被害生徒及びその保護者からありました。

道教委では、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、本申立てを受け、道教委の附属機関である「北海道いじめ問題審議会」（以下、「審議会」という。）に調査・審議を要請し、審議会が調査等を行った結果、申立ての中のいくつかの行為を条例の定義に照らして「いじめ」と判断するほか、学校や道教委における対応上の課題や課題を踏まえた再発防止のための提言などが示された調査報告書が道教委に報告され、今般、道教委から知事に提出したところです。

本事案における学校の対応上の課題として、通常行われるような行為であっても、児童生徒にとって心身の苦痛を感じる場合には「いじめ」に該当するものとして、「いじめ」を申立てた生徒やその保護者の想いや意向を十分に受け止めるとともに、当該生徒及びその保護者の悩みや困り感を想像し、当該生徒への積極的な支援策を自発的に提案するといった当該生徒に寄り添った対応が必要であったことなどが挙げられております。

つきましては、調査報告書の中に示された指摘や提言を次のとおり取りまとめましたので、各市町村教育委員会や学校においては、これらの内容を十分に踏まえて、自校の「学校いじめ基本方針」を再点検し、いじめの未然防止等の取組を一層充実させ、児童生徒が安心して学校生活を過ごせる学校づくりに努めていただくようお願いいたします。

記

別添1 本事案における当該学校等の対応上の課題について

別添2 「北海道いじめ問題審議会」からの提言を踏まえたいじめ防止等のための取組の充実について

担当 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）  
TEL 011-204-5755  
FAX 011-272-1234

## 本事案における当該学校等の対応上の課題について

- 1 当該学校は、当該生徒の保護者から、本事案について相談があった後、関係生徒や関係教職員への聴き取りを行っているが、聴き取り結果について詳細な記録がなされておらず、記録の徹底や保管という点で課題がある。
- 2 学校が当該生徒との面談を実施した際、教職員が1名で対応するとともに、長時間にわたり面談を実施するなど、生徒に配慮した面談を行っておらず、面談手法等に課題がある。
- 3 当該部活動の顧問は、生徒の自主性を重んじるばかりに、当該部活動の円滑な運営を行う上での管理等を十分行っておらず、部活動の運営という点で課題がある。
- 4 当該学校は、当該生徒の保護者から校長に対して面談等の要望があったにも関わらず、保護者対応は教頭という認識のもと、要望に寄り添うことなく対応しており、校長の率先した行動があれば、当該生徒及びその保護者が重大事態の申立てを行う前に事案を解決するための効果的な方策等をとることができたのではないかという点で課題がある。
- 5 当該学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理や福祉の専門家等の第三者を早期に活用しておらず、外部人材を活用した組織的な対応という点で課題がある。
- 6 当該学校は、当該生徒の保護者からのいじめの訴えに対して、条例で設置が義務付けられている道立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を中核とした対応ではなく、生徒指導部長や管理職を中心とした対応をしており、組織的な対応という点で課題がある。

「北海道いじめ問題審議会」からの提言を踏まえた  
いじめ防止等のための取組の充実について

## 1 学校いじめ防止基本方針の見直し、実施状況の確認及び指導

学校は、「学校いじめ防止基本方針」について、次の観点を踏まえ、点検や見直しを行い、常に実効的なものになるような取組に努めること。なお、基本方針を変更する場合には、基本方針が次の事項を踏まえたものになるよう留意すること。

また、市町村教育委員会は、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」の実施状況について、次の観点を踏まえて把握し、必要に応じて学校に対し、指導助言すること。

- (1) いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な方針
- (2) いじめの防止等のための取組、早期発見・早期解消、生徒指導体制、教育相談体制、校内研修等の内容
- (3) いじめの防止等の具体的な指導プログラム
- (4) いじめの早期発見やいじめへの対処に係る具体的な取組方法及び計画
- (5) いじめの対応に係る教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- (6) 条例第23条に基づいて設置する組織（学校いじめ対策組織）を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

## 2 学校いじめ対策組織を中核とした組織的な対応の徹底

市町村教育委員会は、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する措置を適切に行うため、各学校で設置している「学校いじめ対策組織」を中核とした対応を進めるよう学校に対し指導助言するとともに、学校は、実効性のある組織となるよう次に挙げるような体制の整備に努めること。

- (1) いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを一人の教職員が抱え込むことなく、報告・相談できる体制
- (2) 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- (3) 迅速に対応できるよう会議の在り方を機動的に運用できる体制  
また、学校いじめ対策組織の役割として、次のことを位置付ける。  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・改善の中核としての役割  
イ いじめの相談・通報の窓口としての役割  
ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割  
エ いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の中核としての役割

## 3 学校いじめ防止基本方針等の教職員に対する周知徹底

上記1及び2について校内研修等を実施し、いじめの防止等の基本的な方向性や具体的な対応指針に係る教職員間の共通認識を徹底すること。

#### 4 指導等の記録や情報管理の徹底

生徒指導に当たって、校内の各種会議や事故等に関する指導事項（聴き取り調査等を含む）についての記録を、速やかに具体的な記述を念頭に作成する体制を確立すること。

また、作成した記録については管理を徹底するほか、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認を徹底する体制も確立すること。

#### 5 児童生徒に対する指導の在り方についての研修の実施

次に挙げる事項に留意しつつ、児童生徒の心に響く教育相談・生徒指導を行うとともに、常に最新の生徒指導の動向や指導を受ける児童生徒の心身の状況を十分考慮した上で、児童生徒にとって最も適切と考えられる教育相談・生徒指導を行うため、指導の在り方についての研修を推進すること。

- (1) いじめを訴えてきた児童生徒の心情に沿った面談の場づくりや対応を工夫すること。
- (2) 児童生徒の過度の負担とならないよう、面談や事情を聴き取る時間の配分・指導場所などを工夫すること。
- (3) 生徒指導を行う教職員間での情報共有を行うこと。
- (4) 必要に応じて面談に養護教諭等を加えるなど、指導に当たっての校内体制についても工夫・考慮すること。
- (5) 児童生徒の心の状況等を十分に把握しつつ、家庭の協力を得ながらきめ細かく対応するとともに、家庭・地域・関係機関等と連携を図ること。

#### 6 生徒指導等に係る資料を活用した校内研修の実施

学校は、生徒指導や教育相談に係る教職員の資質の向上を図るため、道教委で作成・配布した指導資料を活用するなどして、校内研修を実施すること。

#### 7 外部専門家の積極的な活用

学校は、実効的ないじめの問題の解決に資するため、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を活用すること。

また、市町村教育委員会は、学校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を促すため、各学校に対し普及啓発に努めること。

#### 8 部活動運営の在り方についての研修の実施

生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動が顧問任せにならないよう顧問会議を定例化するなど顧問間の連携を図る体制を構築すること。

また、部活動の計画や活動状況など保護者会やその他の機会を捉えて適切に伝えるなど、より開かれたものにし、保護者等に対して、活動に対する理解を得るように日頃から努めること。

#### 9 いじめの未然防止の取組の推進

学校は、いじめの未然防止に係る研修を実施したり、「いじめ未然防止モデルプログラム」を活用したりするなどして、計画的にいじめが起りにくい学校づくりの取組を進めること。